

奈良県告示第三百八十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域				月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり		山添村	川西町	三宅町	田原本町	四月十七日（木）	午前十時から午後三時まで	運搬が困難なはかりの所在場所
運搬が困難な はかり以外の 特定計量器		山添村				四月十八日（金）	午前九時三十分から午前十時三十分まで	東山公民館（山添村大字桐山六三番地）
							午前十一時から正午まで	豊原公民館（山添村大字三ヶ谷九七〇番地）

田原本町			
(木)		四月二十四日	
午後一時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで	午後一時三十分から午後四時まで
		田原本町役場(田原本町八九〇番地の一)	山添村ふるさとセンター内ふれあいホール(山添村大字大西一三六七番地)

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター(奈良市柏木町一二九番地一)において行う。